

鳥取市はたちのつどい運営業務委託仕様書

1 委託業務名

鳥取市はたちのつどい運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

令和7年度の単年度契約とするが、事業の遂行状況が良好と認められ、予算について市議会で議決された場合に限り、令和8年度及び令和9年度の契約を更新する。ただし、令和10年度の契約締結については、改めて選考を行うものとする。

3 業務の趣旨

本業務は、鳥取市在住の方、鳥取市出身者及び鳥取市に縁のある方を対象に、二十歳の節目を祝う式典及び実行委員会イベントを通じて、社会人並びに地域の担い手としての自覚を促し、ふるさと鳥取への愛着と誇りを育むことを目的とする。

4 業務委託の範囲

本仕様書は基本的な内容について定めるものであり、運営に当たり必要な事項については、鳥取市（以下「市」という。）と協議の上、受託者の責任において誠実に業務を履行するものとする。

5 業務内容

式典・ステージ発表等の企画・運営

（1）式典・ステージ発表等の内容

ア 式典

鳥取市長、鳥取市議会議長による祝辞の発表

イ ステージ発表

鳥取市はたちのつどい実行委員会と内容調整を行い実施する

（2）開催日時・開催場所

ア 開催日時

令和8年1月3日（土）

開場 13:00～ 式典 14:30～ イベント 14:45～ 終了 15:30（予定）

イ 開催場所

とりぎん文化会館梨花ホール（鳥取市尚徳町 101-5）

ウ 定員 2,000 名を想定（事前予約者に限り入場可能とする）

エ 対象者／平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日に生まれた方で鳥取市出身、鳥取市在住または鳥取市に縁のある方

（3）委託内容

業務内容は、次のとおりとする。

ア 実施計画の策定（実施計画書作成）

次に記す内容が記載されたものを作成し、発注者に提出すること。

a 会場の配置及び装飾計画

b 実施計画（内容、タイムスケジュール等）

- c その他実施計画に関する業務（実行委員会への出席等）
- イ 企画・運営業務
 - a 実行委員会が企画するステージ発表に係る費用の支払
 - b 会場使用料に係る経費の支払
 - c その他、必要な費用の支払
 - d イベントの進行管理
 - e 映像投影の管理
 - f 発注者、実行委員会との連絡調整
 - g 警備員１０名以上（１２：００～１６：００）の調整
 - h 手話通訳２名（１２：４５～１６：００）の調整
 - i その他イベント企画・運営に関する業務全般
- ウ 会場の設営・撤去業務

会場のレイアウト及び会場設営・撤去に係る業務を行う。
（備品の借り上げも含む）

 - a ステージ装飾
 - b 各種看板、受付
 - c 清掃及び会場の原状回復、ごみ収集・処分に関すること
 - d 降雪時の除雪に関すること
 - e 会場外におけるカラーコーンの設置及び撤去に関すること
 - f その他会場の設営全般
- エ 来場者に関する業務
 - a 来場者の受付確認
 - b 会場内の来場者誘導
 - c その他来場者の誘導に必要な業務
 - d 来場希望者の事前問合せ対応の運営・管理
- オ 広報に関する業務
 - a 参加募集を周知するためのハガキデザイン及びハガキの印刷
 - b 実行委員会とのデザイン案に係る協議
 - c 本市ホームページ等に掲載するための広報用デザイン（データ納品）
 - d 参加募集を周知するためのハガキの発送
- カ 諸物品の作成・調達
 - a 運営マニュアル・式次第（主催者・来賓・報道機関用）の作成
 - b スタッフ証・報道機関証（名札）の作成及び配布
 - c 進行台本の作成
 - d 式典に関わる物品の調達・準備
 - e その他必要な諸物品の作成及び調達
- キ 事業完了報告に関する業務
 - a 事業完了報告書及び実績報告書の作成（A4用紙）
 - b 記録写真の撮影
 - c 記録写真及び記録映像等の提出
 - d その他必要資料の提出

（４）業務内容に係る留意事項

- ア 本業務を進める過程において、本市と十分協議の上、作業を進めること。
- イ 本業務を確実に遂行するための必要人数は、受注者と本市で協議の上、配置するものとする。内容に応じて本市職員、実行委員会メンバーも運営スタッフに配置も可能とする。受注者の人件費・交通費・宿泊費・食事代その他必要な費用は、特に指示がな

い限り、全て契約金額に含めるものとする。

- ウ 設備・機材は、特に指示がない限り、受注者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- エ 業務の実施内容にあたっては、これまで行ってきた「はたちのつどい」(旧成人式含む)の実施方法を参照し、形式に沿った式典運営と独自性のあるイベント企画、実行委員会運営方法を計画・実施することとする。必要に応じて企業・団体及び周辺自治体等との連携を行い、事業に関する助言などの支援を行う。
- オ 参加者管理においては、QRコードでの入場管理を基本とし、参加登録方法、個人情報の管理、セキュリティ対策等について計画・実施することとする。参加登録では、少なくとも①氏名②住所③生年月日(年齢)④メールアドレス⑤緊急連絡先の情報を管理し、スムーズな入退場が行えるよう活用する。
- カ 実行委員会イベントや広報デザインについては、実行委員会と協議を行い、実行委員会の意見を優先して計画に取り入れることとする。受託者が参加する実行委員会は8回程度行う予定。
- キ 除雪については、令和8年1月2日午後1時時点、令和8年1月3日午前8時時点で、積雪が概ね10cm以上の場合実施すること。
- ク 除雪の判断は、発注者にて行うこと。
- ケ 除雪場所はとりぎん文化会館正面入り口及び裏入口を中心に行うこと。
- コ 除雪は2人以上で行うこと
- サ 除雪機は受託者が準備すること。

6 事務局運営体制等

運営者の所在地及び代表者、連絡担当者を明らかにし、各事業参加への申込受付や問い合わせ、苦情等への対応を行う。

7 完了報告及び検査

受注者は、委託業務を完了したときは、令和8年2月28日までに成果物として完了実績報告書を本市に提出し、検査を受けるものとする。本業務の報告書の内容は次のとおりとする。

- (1) 事業報告書(A4版) 1部
- (2) 作成資料・参考資料一式
- (3) 記録映像・画像等の電子データ
- (4) その他必要資料

8 情報等の取扱

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。

9 業務実績等に応じた委託料の加算

本業務の実績において、委託料の額の加算は行わない。

10 個人情報の取り扱い

- (1) 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57

号)」の趣旨を踏まえこれを遵守する。

- (2) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、市が必要と認める範囲内で収集する。
- (3) 収集した個人情報を本事業の目的以外で利用したり、他の者に提供してはならない。
- (4) 個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行う中で知り得た情報を他の者に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように徹底する。業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (5) 収集した個人情報については、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講じなければならない。
- (6) 収集した個人情報は、当該事業の実施以後、受託者等が実施する同種事業における利用について、提供者から同意があった場合においては、継続利用を可能とする。

ただし、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、速やかかつ確実に廃棄又は消去するものとする。

1 1 著作権及び肖像権などの利害関係

- (1) この業務に係る著作権及び肖像権などの権利関係の処理については、受注者が行うこと。
- (2) 成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条、第 26 条の 3、第 27 条及び 28 条に基づく権利を含む。）は、成果物の引き渡しにより全て発注者に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

1 2 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

1 3 知的財産権の帰属

本業務の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として、市に帰属するものとする。

1 4 損害賠償

業務実施中に、受託者の責に帰すべき事由により発生した第三者への損害については、受託者がその損害を賠償する。

1 5 その他

- (1) 受託者は、本事業に関して経理を明らかにする帳簿を作成し、事業完了日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、仕様書の軽微な変更又は疑義が生じた場合は、市及び受託者は速やかに協議を行い、決定するものとする。
- (3) 契約締結後、業務の実施に当たっては、市と十分協議した上で行う。